

4 具体的な施策一覧

番号	具体的な施策	
	項目	内容
1	出産・子育てに関する支援の実施	妊娠・出産の不安などに対する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどの提供、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）の支給、第3子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行います。
2	出産・子育てに関する情報提供	2017年度に多言語で作成した出産・子育てに関する手引きを外国人保護者に配布するなどして情報提供を行います。
3	外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチームの設置	後述（27番参照）
4	企業に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ	従業員が仕事と育児・介護などを両立することができるよう積極的に取り組む「愛知県 ファミリー・フレンドリー企業」の普及拡大など、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を促進していきます。
5	男性の家事・育児への参加の促進	本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。
6	多文化子育てサロンの設置促進	出産・子育ての悩みを解消したり、情報提供をすることに加え、親に子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらったり、子どもの言語習得に大切なポイントの周知を行うとともに、日本人の親子との交流も行い、多文化共生の拠点にします。また「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。
7	多文化子育てアドバイザーの養成	出産・子育ての相談に応じる「多文化子育てアドバイザー」を養成します。
8	あいち医療通訳システムの活用による母子保健対策事業の充実	後述（98番参照）
9	プレスクールの設置促進	「プレスクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体などへの説明会を開催するなどして、設置か所の増加に努めます。
10	プレスクール実施教室のネットワーク化	プレスクールを実施している教室のネットワーク化を図り、情報交換などを行うことによって実施内容の充実を図ります。
11	家庭やコミュニティ内における母語教育の推進	外国人県民が家庭やコミュニティ内において、子どもたちに母語や母文化の大切さを教えたり、母語による学習支援などの取組を行う際の参考にするために作成した冊子の普及などにより、母語教育を推進します。
12	母語支援関係団体の活動促進	母語支援団体が実施する絵本の読み聞かせ等の活動を紹介したり、イベントの後援や広報に協力するなどして、活動を促進します。
13	日本語教育適応学級担当教員の加配	外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。
14	語学相談員の配置	外国人児童生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語）と日本語の両方に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。

（乳幼児期）

（子ども期）

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
15	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。
16	外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換	市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。
17	青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考実施	青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語）が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。
18	日本語能力測定方法の活用の働きかけ	機会をとらえて、市町村教育委員会や小・中学校に対して「日本語能力測定方法」の活用を働きかけます。
19	特別の教育課程による日本語指導の充実及び指導に関する記録の共有	公立小・中学校における「特別の教育課程」により、個別の指導計画を作成し、日本語指導の充実を図ります。
20	日本語初期指導教室（プレクラス）運営に関するリーフレット等の普及	2016年度に作成した日本語初期指導教室（プレクラス）のリーフレット及び指導計画案の普及を図ります。
21	プレクラスの設置促進・充実	プレクラスの事例紹介やプレスクールと合わせた説明会・ネットワークづくりにより、プレクラスの設置を促進するとともに、充実を図ります。
22	不就学児童生徒への就学促進活動に対する補助	広域的に不就学児童生徒に対する就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費等を補助します。
23	外国人の子どもに対する就学に向けた取組の推進	日本の教育制度に対する理解や進学に関する情報を提供などを行うことにより、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、関係部局と連携して、不就学解消に向けた取組を行います。 また、多文化ソーシャルワーカーを活用して、不就学の子どもやその保護者の就学意欲・意識を高める働きかけをし、就学に導くよう努めます。
24	不就学児童生徒の推計	以下の計算式により不就学の外国人児童数を毎年度推計します。 【計算式】 義務教育年齢者数－（国公立・私立学校在籍生徒数＋外国人学校在籍者数） 注1：義務教育年齢者数は法務省「在留外国人統計」の6歳から14歳の数 注2：国公立・私立学校在籍生徒数は文部科学省「学校基本調査」 注3：外国人学校在籍者数はブラジル学校・朝鮮学校に調査などを行い把握した生徒数
25	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業の実施	生活困窮世帯等の子どもを対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供等を行います。 また、複合的な課題を抱える保護者には、子どもの養育に必要な知識や公的支援の情報提供など、生活困窮者自立相談支援事業と連携した相談支援等を実施します。

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
26	家庭教育支援チームによる相談などの実施	家庭教育支援チームによる保護者からの相談対応や、必要に応じて家庭教育コーディネーター（元教員）やホームフレンド（大学生）を派遣します。
27	外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、有識者やNPOなどの関係者からの意見も取り入れながら、「教育機会均等法」の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討するとともに、乳幼児期から高等学校卒業までの切れ目のない支援のため、情報共有する仕組みについて検討します。
28	乳幼児期から高等学校卒業までの制度・支援策の一覧等の作成	外国人県民が乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を把握できるよう、一覧等を作成します。
29	発達障害の疑いのある子どもへの対応の検討及び勉強会などの開催	発達障害の疑いのある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討します。また、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくるとともに、ネットワークをつくっていきます。
30	各種学校認可申請に関する情報提供など	外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可に関する情報提供を行っています。
31	外国人学校への私学助成金の交付	学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金（「経常費補助金」）を交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。
32	外国人学校における健康診断の実施状況などの把握及び実施サポート、保護者への啓発	外国人学校における健康診断の実施状況などの実態を把握するとともに、未実施の学校へは実施に向けてのサポートを行い、保護者に対する健康診断の重要性の啓発も行います。
33	外国人学校との連携	外国人学校との連携を密にし、様々な課題を把握したり、相談に応じます。
34	豊かな心や健やかな体を育むための機会の提供や環境整備などの実施	命の誕生に感動したり、生きることのすばらしさを実感できる経験や自然にふれる体験など、様々な交流や体験の機会を提供するとともに、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を高められるよう環境整備などを行います。
35	進路に関する情報提供などの実施	外国人県民の子どもたちや保護者などが日本の教育制度などについての理解を深めるための進路に関する教育相談会や日本社会で活躍している二世世代から話を聞く機会を設けます。
36	外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブックの普及	外国人県民の子どもたちが将来に夢をもち、その実現に向けて努力するとともに、周囲の人が、子どもたちの進学や就職に向けて支援することができるよう作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」の普及を図ります。

(子ども期)

番号	具体的な施策	
	項目	内容
37	子どもの貧困対策推進プロジェクトチームの設置	未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することを目的として、部局横断的な子どもの貧困対策推進プロジェクトチームを設置し、子どもの貧困対策関連施策について検討を行います。
38	地域安全対策の推進	外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。 少年の非行防止を図るため、外国人学校や外国人少年が在籍する小・中学校などと連携した「非行防止教室」を実施します。
39	犯罪の取締り	外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪などへの取締りを強化します。
40	地域安全対策の推進	安全・安心に関する情報を、交番、駐在所の広報紙や巡回連絡の機会を通じて提供するほか、外国語メディアのホームページや外国語広報誌などにも情報提供していきます。 管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民を県内各警察署に設置されている警察署協議会委員に選出していきます。 犯罪被害者などに対しては、刑事手続きの流れや相談窓口などに関する情報を提供するための手引き（外国語版）を作成し、愛知県警察のウェブページに掲載します。
41	交通安全対策の推進	ウェブページで、5か国語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語）の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出など啓発に努めます。 また、外国人県民を雇用している各企業や事業所、外国人学校などを対象に、各警察署管内の実態に応じた交通安全教室や講演会などを実施します。
42	多言語による消費生活情報の提供	消費生活情報や相談窓口の案内を多言語化してウェブページに掲載します。
43	外国人県民の子どもの日本語学習の促進	「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援します。
44	学習支援ボランティアの確保	外国人県民の子どもを対象としたボランティアを養成するとともに、学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOなどに紹介します。
45	日本語スピーチコンテストの実施	外国人児童生徒等によるスピーチコンテストを開催し、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識を高め、日本語習得を促進します。また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会開催を要望します。
46	外国人生徒の高等学校入学者選抜などに対する配慮	外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、一般入試とは別枠で入学者選抜を実施するとともに、定時制課程の前期選抜において学力検査問題のルビ振りなどの配慮を行います。また、多言語で入学者選抜制度の案内を作成します。
47	県立高等学校における外国人生徒への教育支援（外国人生徒教育支援員の配置）	日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒などが在籍する県立高等学校（全日制・定時制課程）に、生徒の母語/母国語（ポルトガル語・スペイン語・中国語など）に堪能な外国人生徒教育支援員を配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。

(青年期)

番号	具 体 的 な 施 策	
	項 目	内 容
48	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりへの協力	外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。
49	若者・外国人未来塾の開設及び拡大	困難を抱えた子ども・若者や外国人の社会的自立をめざし、高等学校卒業認定試験の合格等に向けた学習支援や関係機関等と連携した相談・助言、外国人に対する日本語学習支援、基礎的なパソコン講座を行うために、2017年度に開設した「若者・外国人未来塾」の実施場所拡大に努めます。
50	中学卒業程度認定試験の改善要望	外国人が多数居住している7県（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市で構成される「多文化共生推進協議会」において、中学卒業程度認定試験の改善要望を国に対して行います。
51	学齢超過の子どもへの就学促進活動に対する補助	広域的に学齢超過の子どもに対する高等学校等への就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費等を補助します。
52	就学に伴う経済的負担の軽減及び制度の周知	私立高等学校の入学納付金等の負担軽減や県立高等学校での入学料の減免、奨学金制度などを実施します。また、こうした制度について、多言語で情報提供などすることにより、周知に努めます。
53	外国人学生の県庁でのインターン受入	日本社会で円滑に就職できるよう、外国人学生をインターンとして受け入れます。
54	外国人学生の企業でのインターン受入の促進	NPOなどと連携し、外国人学生を企業がインターンとして受け入れるよう、受入事例の紹介等を通じて促進します。
55	困難を抱える子ども・若者の実態調査及び子ども若者地域協議会設置促進	外国人県民を含む困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるように支援する「子ども・若者支援地域協議会」などのネットワークが市町村において整備されるよう支援します。
56	有害環境などへの対応	外国人県民を含む青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から守るための規制やインターネット利用に関する啓発を行います。
57	高校生を受け入れている日本語教室の事例等紹介	高校生を受け入れている日本語教室の事例やノウハウの紹介を行います。
58	就労につながる地域の日本語教室の提案	日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような地域の日本語教室のあり方を示します。
59	二世世代のネットワークづくり	日本で生まれ育った二世世代の会議を開催する等してネットワーク化を図ります。
60	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を、企業などを対象としたセミナーを開催するなどして、広く普及していきます。
61	外国人労働者の適正雇用を進めるにあたっての意見交換	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の見直しも視野に、状況の変化を踏まえ、経済団体と意見交換を行います。

（成人期）